

薬 第 1 2 1 3 号
平成30年12月10日

一般社団法人千葉県薬剤師会長 様
一般社団法人千葉県薬業会長 様

千葉県健康福祉部薬務課長
(公 印 省 略)

薬局機能情報提供制度に係る定期報告について (依頼)

日頃、薬務行政に関しまして御協力いただきありがとうございます。

薬局機能情報の報告については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2の規定に定められているところですが、別添「薬局機能情報提供制度実施要領」に基づき、年に1回各薬局に定期報告が義務付けられています。

つきましては、下記のとおり定期調査を実施することとしましたので、貴会会員に周知方よろしく申し上げます。

なお、各薬局開設者に対しては、報告方法及び注意事項等について、別途通知いたします。

おって、本件については、業務の一部を富士通エフ・アイ・ピー(株)に委託している旨申し添えます。

記

1 報告期間

平成31年1月8日(火)～平成31年1月31日(木)

※報告期日までに報告のない薬局は「報告なし」として公表します。

2 報告方法

(1) インターネットによる報告

千葉県医療情報提供システム(ちば医療なび)の関係者ログインから、利用者ID、パスワードを入力し、ログインして各項目(現在の登録データが入力されています)を確認の上、変更事項について直接入力する。

(2) 報告票による報告(インターネットを使用できない場合に限る)

前回、報告票による報告があった薬局、メールアドレスの記載がない未報告の薬局及び12月12日以降新規に開設した薬局等については、通知に同封した報告票に必要(変更)事項を赤字で記入し、返信用封筒に切手を貼付して返送する。

なお、報告票が同封されている薬局についても、インターネットによる報告が可能な場合は、(1)により報告する。

担 当

健康福祉部薬務課

企画指導班

電 話 043 - 223 - 2614

ファクシミリ 043 - 227 - 5393

【平成31年（平成30年度）からの変更事項】

1. 追加項目

- ①健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
- ②後発医薬品に関する取組（後発医薬品の調剤数量割合）
- ③在宅業務に対応できる体制の有無
- ④残薬の回収の実施
- ⑤使用済注射針の回収の実施
- ⑥薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳（お薬手帳（電子版））を所持する者の対応の可否
- ⑦地域支援体制加算の届出の有無
- ⑧ドーピング防止に関する相談対応の可否
- ⑨医薬品の交付場所の状況
- ⑩キッズスペースの設置の有無
- ⑪ベビーベッドの設置の有無
- ⑫地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
- ⑬退院時の情報を共有する体制の有無
- ⑭受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
- ⑮副作用等に係る報告の実施件数
- ⑯医療安全対策に係る事業への参加の有無
- ⑰医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
- ⑱健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数
- ⑲患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

2. 変更項目

- ①相談コーナーの有無
- ②医療保険及び公費負担等の取扱い
- ③24時間調剤に対応できる体制の有無